

国民健康保険受給者の方

70歳以上の方の自己負担割合

現役並み所得のある一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
一定以上所得者	2割	一定以上所得者	3割
一般、低所得	1割	一般、低所得	1割

一般、低所得 ・ ・ 、一定以上所得者の判定基準は、8月1日号6ページに記載。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

1カ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。その自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	3回目まで	4回目以降		3回目まで	4回目以降 ²
一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	40,200円	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	77,700円	上位所得者 ¹	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- 1 基礎控除後の総所得金額などが600万円(9月30日までは670万円)を超える世帯。
- 2 過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

70歳未満の慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者は、10月から毎月20,000円までとなります。

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

70歳未満の方と同様に、自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円)	一定以上所得者	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算) (過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)
低所得	8,000円	24,600円	低所得	8,000円	24,600円
低所得	8,000円	15,000円	低所得	8,000円	15,000円